

山運輸第18号の2  
令和4年4月15日

一般乗合旅客自動車運送事業者 殿

山形運輸支局長  
(公印省略)

「一般乗合旅客自動車運送事業の路線（路線定期運行に係るものに限る）の休止又は廃止に係る旅客の利便を阻害しない場合について」の一部改正について

標記について、東北運輸局長より別添のとおり通知があったので、了知願います。

東自旅一第11号  
令和4年4月13日

山形運輸支局長 殿

東北運輸局長

「一般乗合旅客自動車運送事業の路線（路線定期運行に係るものに限る）の休止又は廃止に係る旅客の利便を阻害しない場合について」の一部改正について

令和4年3月31日付け国自旅第580号により自動車局旅客課長から「道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の路線等の休止又は廃止に関する手続きの取扱いについて」の一部改正について」の通達があったことから、「一般乗合旅客自動車運送事業の路線（路線定期運行に係るものに限る）の休止又は廃止に係る旅客の利便を阻害しない場合について」（平成13年12月25日付け公示第75号）の一部を別添のとおり改正したので、了知されるとともに、公示を貴支局掲示板等適切な場所に掲示願います。

また、関係団体等に対し周知を図り、その取扱いに遺漏のないよう取り計らい願います

公 示

公示第 5 号

「一般乗合旅客自動車運送事業の路線（路線定期運行に係るものに限る）の休止  
又は廃止に係る旅客の利便を阻害しない場合について」の一部改正について

「一般乗合旅客自動車運送事業の路線（路線定期運行に係るものに限る）の休止又は廃  
止に係る旅客の利便を阻害しない場合について」（平成 13 年 12 月 25 日付け公示第 7  
5 号）の一部を次のように改正したので公示する。

令和 4 年 4 月 13 日

東北運輸局長 田 中 由 紀

「一般乗合旅客自動車運送事業の路線（路線定期運行に係るものに限る）の休止又は廃止  
に係る旅客の利便を阻害しない場合について」（平成 13 年 12 月 25 日付け公示第 75  
号）の一部を別添 1 のように改正する。

「一般乗合旅客自動車運送事業の路線(路線定期運行に係るものに限る)の休止又は廃止に係る旅客の利便を阻害しない場合について」

(平成13年12月25日付け公示第75号)の一部改正について

別添1

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: right;">公示第 75 号</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業の路線（路線定期運行に係るものに限る）の 休止又は廃止に係る旅客の利便を阻害しない場合について</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業に関し、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。 以下「規則」という。）第15条の4第3号による「旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長 が認める場合」について、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成13年12月25日</p> <p style="text-align: center;">東北運輸局長 島 田 知 明</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 規則第10条第1項第1号ロに規定する長距離急行運送等に係る路線の休止又は廃止の場 合。</p> <p>2. 路線の休止又は廃止について地域協議会（分科会として地域公共交通会議又は道路運送法 施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条第2項に規定する協議会（以下、「協議 会」という。）が設置された場合は、当該会議を含む。以下同じ。）<u>、地域公共交通会議又 は協議会（当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて行われる路線定期運行である場合に 限る。）</u>において協議が調った場合。</p> <p>3. 付替路線（停留所の位置の変更がないもの及び位置の変更が直線距離で300<sup>メートル</sup>以内のも のであって、当該路線の存する市町村の同意がある場合に限る。）の開設に伴う路線の休止 又は廃止の場合。</p> <p>4. 規則第10条第1項第1号イに規定する定期観光運送に係る路線の休止又は廃止の場合。</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: right;">公示第 75 号</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業の路線（路線定期運行に係るものに限る）の 休止又は廃止に係る旅客の利便を阻害しない場合について</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業に関し、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。 以下「規則」という。）第15条の4第3号による「旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長 が認める場合」について、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成13年12月25日</p> <p style="text-align: center;">東北運輸局長 島 田 知 明</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 規則第10条第1項第1号ロに規定する長距離急行運送等に係る路線の休止又は廃止の場 合。</p> <p>2. 路線の休止又は廃止について地域協議会（分科会として地域公共交通会議又は道路運送法 施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条第2項に規定する協議会が設置された場合 は、当該会議を含む。）において協議が調った場合。</p> <p>3. 付替路線（停留所の位置の変更がないもの及び位置の変更が直線距離で300<sup>メートル</sup>以内のも のであって、当該路線の存する市町村の同意がある場合に限る。）の開設に伴う路線の休止又 は廃止の場合。</p> <p>4. 規則第10条第1項第1号イに規定する定期観光運送に係る路線の休止又は廃止の場合。</p>

5. 休止又は廃止をしようとする区間の距離が、300メートル以内であって、当該路線の存する市町村の同意がある場合。

6. 休止から1年以上経過した路線の廃止の場合。

7. 休止又は廃止する区間に並行路線（鉄軌道を含む。）があり、休止又は廃止の区間の全ての停留所と当該並行する路線の近接の停留所（鉄道駅を含む。）との距離が直線距離で300メートル以内のものであって、当該路線の存する市町村の同意がある場合。

8. 路線の沿線地域の住民の日常的な利用がない路線の休止又は廃止であって、当該路線の存する市町村の同意がある場合。

附 則（平成13年12月25日公示第75号）

この公示は、平成14年2月1日以降に処分するものから適用する。

附 則（平成16年10月25日公示第70号）

この公示は、平成16年10月25日以降の申請から適用する。

附 則（平成18年9月19日公示第73号）

この公示は、平成18年10月1日以降の届出から適用する。

附 則（平成20年6月30日公示第53号）

この公示は、平成20年7月1日以降の届出から適用する。

附 則（令和4年2月15日公示第98号）

この公示は、令和4年2月15日以降の届出から適用する。

附 則（令和4年4月13日公示第5号）

この公示は、令和4年4月13日以降の届出から適用する。

5. 休止又は廃止をしようとする区間の距離が、300メートル以内であって、当該路線の存する市町村の同意がある場合。

6. 休止から1年以上経過した路線の廃止の場合。

7. 休止又は廃止する区間に並行路線（鉄軌道を含む。）があり、休止又は廃止の区間の全ての停留所と当該並行する路線の近接の停留所（鉄道駅を含む。）との距離が直線距離で300メートル以内のものであって、当該路線の存する市町村の同意がある場合。

8. 路線の沿線地域の住民の日常的な利用がない路線の休止又は廃止であって、当該路線の存する市町村の同意がある場合。

附 則（平成13年12月25日公示第75号）

この公示は、平成14年2月1日以降に処分するものから適用する。

附 則（平成16年10月25日公示第70号）

この公示は、平成16年10月25日以降の申請から適用する。

附 則（平成18年9月19日公示第73号）

この公示は、平成18年10月1日以降の届出から適用する。

附 則（平成20年6月30日公示第53号）

この公示は、平成20年7月1日以降の届出から適用する。

附 則（令和4年2月15日公示第98号）

この公示は、令和4年2月15日以降の届出から適用する。

# 公 示

公示第5号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線（路線定期運行に係るものに限る）の  
休止又は廃止に係る旅客の利便を阻害しない場合について

一般乗合旅客自動車運送事業に関し、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）の第15条の4第3号による「旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認める場合」について、下記のとおり定めたので公示する。

平成13年12月25日

東北運輸局長 島 田 知 明

## 記

1. 規則第10条第1項第1号ロに規定する長距離急行運送等に係る路線の休止又は廃止の場合。
2. 路線の休止又は廃止について地域協議会（分科会として地域公共交通会議又は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条第2項に規定する協議会（以下、「協議会」という。）が設置された場合は、当該会議を含む。以下同じ。）、地域公共交通会議又は協議会（当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて行われる路線定期運行である場合に限る。）において協議が調った場合。
3. 付替路線（停留所の位置の変更がないもの及び位置の変更が直線距離で300<sup>㍍</sup>以内のものであって、当該路線の存する市町村の同意がある場合に限る。）の開設に伴う路線の休止又は廃止の場合。
4. 規則第10条第1項第1号イに規定する定期観光運送に係る路線の休止又は廃止の場合。
5. 休止又は廃止をしようとする区間の距離が、300<sup>㍍</sup>以内であって、当該路線の存する市町村の同意がある場合。
6. 休止から1年以上経過した路線の廃止の場合。
7. 休止又は廃止する区間に並行路線（鉄軌道を含む。）があり、休止又は廃止の区間の全ての停留所と当該並行する路線の近接の停留所（鉄道駅を含む。）との距離が直線距離で300<sup>㍍</sup>以内のものであって、当該路線の存する市町村の同意がある場合。
8. 路線の沿線地域の住民の日常的な利用がない路線の休止又は廃止であって、当該路線の存する市町村の同意がある場合。

附 則（平成13年12月25日公示第75号）

この公示は、平成14年2月1日以降に処分するものから適用する。

附 則（平成16年10月25日公示第70号）

この公示は、平成16年10月25日以降の申請から適用する。

附 則（平成18年9月19日公示第73号）

この公示は、平成18年10月1日以降の届出から適用する。

附 則（平成20年6月30日公示第53号）

この公示は、平成20年7月1日以降の届出から適用する。

附 則（令和4年2月15日公示第98号）

この公示は、令和4年2月15日以降の届出から適用する。

附 則（令和4年4月13日公示第5号）

この公示は、令和4年4月13日以降の届出から適用する。

国自旅第580号  
令和4年3月31日

東北運輸局自動車交通部長 殿

自動車局旅客課長

「道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の路線等の休止  
又は廃止に関する手続きの取扱いについて」の一部改正について

今般の道路運送法施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第33号）及び地域協議会の要件に関する告示の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第405号）の一部改正に伴い、「道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の路線等の休止又は廃止に関する手続きの取扱いについて」（平成13年9月26日国自旅第92号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正したので、その適用に当たっては、遺漏なきよう取り計らわれない。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。



(別 添)

国自旅第580号の2  
令和4年3月31日

公益社団法人日本バス協会会長 殿  
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

「道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の路線等の休止又は廃止に関する手続きの取扱いについて」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、この旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知されたい。